

令和5年度利用者負担額（保育料）の納期限一覧表

利用者負担額（保育料）の各月の納期限を下記一覧のとおりお知らせいたします。

利用月	公立保育所・私立保育園 納期限（口座振替日）
令和5年 4月分	令和5年5月8日（月）
令和5年 5月分	令和5年6月5日（月）
令和5年 6月分	令和5年7月5日（水）
令和5年 7月分	令和5年8月7日（月）
令和5年 8月分	令和5年9月5日（火）
令和5年 9月分	令和5年10月5日（木）
令和5年10月分	令和5年11月6日（月）
令和5年11月分	令和5年12月5日（火）
令和5年12月分	令和6年1月5日（金）
令和6年 1月分	令和6年2月5日（月）
令和6年 2月分	令和6年3月5日（火）
令和6年 3月分	令和6年4月1日（月）

【残高不足等で引落しできなかった場合】

指定口座に預入残高が不足していたなどの理由で引落しできなかった場合は、後日「口座振替不能通知書」と「納付書」が送付されます。指定の窓口で早めに納めて下さい。

指定の期日を過ぎますと「督促状」が発布され、督促手数料（100円）を添えて納付して頂くようになります。

【金額に変更があった場合】

毎年9月に行う課税参照年度の切替えや入退所の事由等で口座振替の金額に変更が生じた場合は、事前にお知らせいたします。